## 【一般会計等財務書類 注記事項】

### 1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの····・・・・・・再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価 取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的有価証券…………………………償却原価法(定額法)
  - ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格 (売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格 (売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの…………出資金額

- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年~50 年

工作物 6年~60年

物品 4年~15年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) ……定額法
- ③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去3年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。 長期延滞債権については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する 法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

### (5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(高取町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

## (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じます。

# 2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない			
		損失補償債務等		総額	
		損失補償等引当	貸借対照表	<b>小心 台</b> 其	
		金計上額	未計上額		
高取町土地開発公社	490百万円	3 6 9 百万円	_	8 5 9 百万円	
計	490百万円	3 6 9 百万円	_	8 5 9 百万円	

### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは次のとおりです。

- ① 奈良地方裁判所葛城支部 平成26年(ワ)第397号 不当利得返還請求事件 1,043百万円
- ② 奈良地方裁判所葛城支部 平成28年(ワ)第227号 委任報酬請求事件 150百万円

### 3 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
  - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
    - 一般会計

学校給食特別会計

- ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 △12.7%

連結実質赤字比率 △28.2%

実質公債費比率 9.7%

将来負担比率 113.0%

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 410 百万円

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産については、固定資産台帳から売却可能資産の範囲を検討中であり、当年度末時点で売却可能資産に該当する資産はありません。
- ② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりで

す。

標準財政規模	2,	286	百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		3 2 7	百万円
将来負担額	6,	177	百万円
充当可能基金額		6 4 3	百万円
特定財源見込額		1 5	百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	3,	3 0 5	百万円

## (3) 資金収支計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

## ア 固定資産等形成分

資金収支計算書の「投資活動支出」のうち、「公共施設等整備支出」、「基金積立金支出」及び 「貸付金支出」の合計額を計上しています。

イ 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- ② 基礎的財政収支 158,535 百万円
- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

資金収支計算書の業務活動収支		257	百万円
未収債権額の増減	3	百万円	
未払債務額の増減	5	百万円	
減価償却費	△595	百万円	
賞与等引当金の増減	△2	百万円	
退職手当引当金の増減	Δ183	百万円	
徴収不能引当金の増減	Δ1	百万円	
損失補償引当金の増減	4 0	百万円	
国県等補助金収入(投資活動)	5 1	百万円	
その他	1 0	百万円	
純資産変動計算書の本年度差額	4	415	百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 1,500 百万円